

渴 水

市中景観の変貌

祈雨日記 永保二年「一〇八二」七月十日
炎旱に依て、藏人を神泉苑に遣わし、三箇日を限りて霊池を払う

市中景観の変貌

為房卿記 寛治元年「一〇八七」七月十七日
今日より三箇日を限り、藏人朝輔を差し遣わして、神泉池を掃むる、炎旱に依てなり

市中景観の変貌

中右記 寛治八年「一〇九四」六月二十五日
近日頗る炎旱なり、仍て藏人宗佐を神泉苑に遣わし、三箇日池を払わしむ

その他

大火と飢饉

吉記 治承五年「一一八一」四月五日
死骸殆ど道路に滿つ

大火と飢饉

百練抄 養和二年「一一八二」一月
近日、嬰兒道路に棄てられ、死骸街衢に滿つ

大火と飢饉

落書 正元二年「一二六〇」正月十七日
年始凶事アリ、国土災難アリ、京中武士アリ、政二僻事アリ、朝議偏頗アリ、諸国饑饉アリ、天子二言アリ

大坂の陣前後

冷泉町記録 元和元年（慶長廿年）「一六一五」五月
寛

一、今度御陣中、京都夜番之儀、一町之内より家主十人づつ罷出、両方の門に火ヲたき、宵之六ツ過候ハ、く、りをさし一切人之出入在間敷候、公儀御用之使をはいつれの所に成共、落付申所江其町より先々へ送届申事

一、火事以下出来候者、其町曲事ニ可レ被レ仰付一との一札指上可レ申事

一、錢遣事、只今、如レ御法度取やり可レ仕事
右之旨念を入、能々町中へ相ふれ、一町并借屋共二致二連判一指上申候

以上

慶長廿年五月 日

米価高騰と町民の困窮

事々録 天保四年「一八三三」
今年秋米みのらず、予は京師在勤たりしが、京の町、売米売石価百四十匁に及ぶ、故に其身不足なき者も糧米にすべきを其町々役より触て、飯櫃を改め歩行しとぞ故に白飯たくわゆるは奢侈なるが如く咎めたり

米価高騰と町民の困窮

雜記後車の戒 天保五年「一八三四」

昨年来米価高直なるゆへ、(中略)五月一ヶ月に乞食へ落下りし者六千八百人余也とぞ、(中略)これより引続き追々行衛知れざる者、又は変死等限りなく、已に五月九日夜より十日終日大雨なりしに、三条の橋よりわつかの間に十五六人も投身せしと云、何れも飢に勞れ永く苦しまん事を患ひ、乞食に成る事を恥とする者なるべし、これらは白昼にて往来の人の眼前にみる所也と云、かかる程の事なれば人の目にかからずして水死せし者もさぞ多き事ならん、憐べき事也

天保七、八年の飢饉

筆まかせ 天保七年「一八三六」
此節米高にて餓死する者多し、町人又は乞食非人迄も京大坂共に死者毎日何人と言事不レ知、京杯にては、町々を、子供ひだるいだると言て泣歩行、捨子と云、其所の厄介と成故、少々づつ錢を遣しだまして其所を追出す

安政・文久の物価上昇

大久保家文書 万延一年「一八六〇」十月

実入穂無数故、粉米同様にて、聊宛之有米ニ付、存外之凶作ニ御座候

社倉規則

(本文) 社倉規則 明治四年「一八七二」十月

当春以来社倉基本トシテ困粉申出タル者アリ、其志実ニ可ニ感賞ニ事ナレハ、爰ニ古今備荒ノ良法ヲ採択シ、其規則ヲ建、普ク布告ニ及ブ

大火と飢饉**方丈記**

〔平安時代〕

京のうち、一条よりは南、九条より北、京極よりは西、朱雀よりは東の、路のほとりなる頭、すべて四万二千三百余りなんありける、いはむや、その前後に死ぬるもの多く、また河原、西の京、もろもろ辺地などを加へていはば、際限あるべからず